

多度津町農業委員会議事録

平成29年12月15日午前8時57分より午前9時11分、多度津町農業委員会の
会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第5条許可取消しについて（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条許可取消しについて（報告） |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口	賢司
農地係長	吉田	清司
農地係	橋本	知子

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
- 会長 おはようございます。
寒い日が続いて、最近特に早うから、早々と厳しい寒さという。きょうは少し和らぐという予報のようでございます。昨日も小委員会パトロールしていますと、麦も順調にまかれて、麦も出てくるのが楽しみでという時期になってまいりましたが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。
また、先日は県外研修お疲れでございました。また、きょう午後、農地農政検討会、こちらのほうもよろしく願い申し上げたらと思います。
それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は14名全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理するということになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。
- 議長 まず、署名委員の選出のほうでございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。13番の松浦委員さん、14番の中村委員さん、よろしく願いいたします。
それから、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを亀山委員さん、よろしく願いいたします。
- 8番委員 先日の農業委員会小委員会の報告をさせていただきます。
小委員会出席、事務局から谷口事務局長、吉田さん、委員会として秋山会長、大島副会長、土田副会長、それから松岡さんと私、7名で小委員会を開きました。
議題は、きょう上がっております議案第1号、議案第2号、議案第3号の3件であります。このうち議案第1号、議案第2号は、同一の土地であります。この3件について現地確認、協議を行いました。
まず、お手元の議案第1号、議案第2号、これは同一のものでありますが、既に以前転用許可が出されていたものですが、申請者の都合で家

が建てられなくなったという理由から、申請の取り下げの申請が出されたというものでありまして、議案第1号、議案第2号は報告という形になっております。小委員会として現地を確認しましたところ、土地は農地として復元されており、問題はないかというふうに判断をされました。

それから、議案第3号についてですが、これも農地転用の申請でありますけれども、地目4箇所のうち3箇所が道路及び家に囲まれて転用、住宅に接するというので、そのほか転用に必要な条件を満たしているということから、県から農振除外の申請が認められるということが十分事例から推察されることで、現地の状況も確認の結果、問題はないというふうに判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局のほうから説明がありますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

小委員会の報告としましては、以上であります。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号、議案第2号は、隣接しとる農地ということと、申請者、譲り受け人が同じということで一括していきたいと思います。よろしくをお願いします。

議案第1号 農地法第5条許可取消しについて、あわせて議案第2号 農地法第3条許可取消しについてを議題といたします。

事務局よろしくをお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第5条許可取消しについて及び議案書2ページ、議案第2号 農地法第3条許可取消しについてを説明いたします。

【議案第1号1番、議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

当初の転用目的は、住宅兼車庫用地となっております。今回の取り消し理由といたしまして、住宅建設予定だったが計画がなくなり、譲り渡し人が農地として利用いたします。また、農地転用許可の取り消しに伴い、配水管の埋設が不要になったため、議案書2ページ、議案第2号、第3条許可もあわせて取り消しになります。

以上です。

議長

議案第1号あわせて議案第2号は報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。
農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年2月1日、工事完了が平成31年1月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,790万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

議案は以上ということで、その他、報告案件を事務局より願います。

事務局長

それでは、事務局よりご報告いたします案件が5点ほどございます。

【その他5点について事務局より説明】

それと引き続きまして、来月の予定についてご報告申し上げます。

1月の小委員会は、18日木曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。当番委員さんは、大谷委員さん、篠原委員さんをお願いいたします。

定例会は翌19日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、4番の山崎委員さん、5番の斯波委員さん、6番の塩入委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

以上で議事日程は終わったわけですが、皆さんのほうから、ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

そうしたら、皆さんのほうから特段ないようでしたら、これで閉会してもよろしいでしょうか。いいですか。

(異議なし の声あり)

それでは、閉会したいと思います。どうも本日はありがとうございました。